

都市建設部

令和5年(2023年)6月21日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5（2023）年度補正予算概要……………	1～5
2 函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子……………	6～9

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計
[歳出]
土木費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
建築行政費	20,570	空家等対策推進費増 20,570 空家等実態調査費 20,570	(国) 空き家対策総合支援事業費補助金 9,460
住宅管理費	33,988	市営住宅等管理費増 7,635 土地賃借料増 151 共同浴場運営経費 7,484 市営住宅エレベーター改修事業費 6,160 湯浜団地1号棟 (別添資料参照 3ページ) 市営住宅共同浴場設置事業費 20,193 湯川団地 (別添資料参照 4ページ)	(その他) 市営住宅共同浴場使用料 4,086
住宅建設費	52,720	公営住宅建設費増 52,720 大川団地(公営住宅移転建替)増 52,720 新築工事費増 52,720 3号棟増 52,720 (別添資料参照 5ページ)	(国) 公営住宅建設費補助金 26,360 (地方債) 公営住宅建設事業債 26,300

職員費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
一般部局職員費	888	職員給与費増 888 一般職増 888 (湯川団地共同浴場に配置する 会計年度任用職員)	

[継続費]

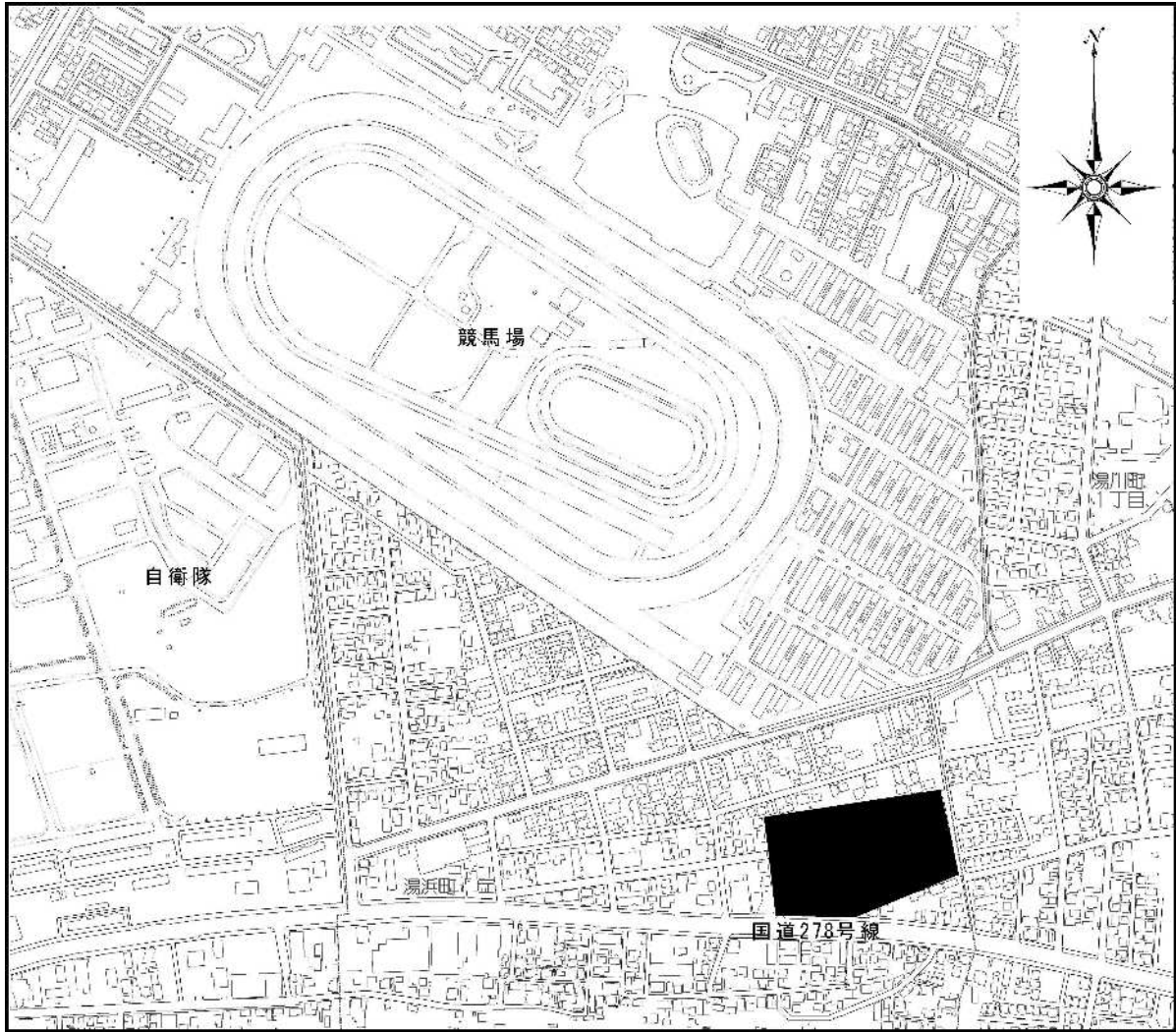
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 住宅費	大川団地公営 住宅建設事業 (3号棟 62戸)	1,582,150	令和4(2022)年度	173,099	1,634,870	令和4(2022)年度	173,099
				令和5(2023)年度	1,409,051		令和5(2023)年度	1,461,771

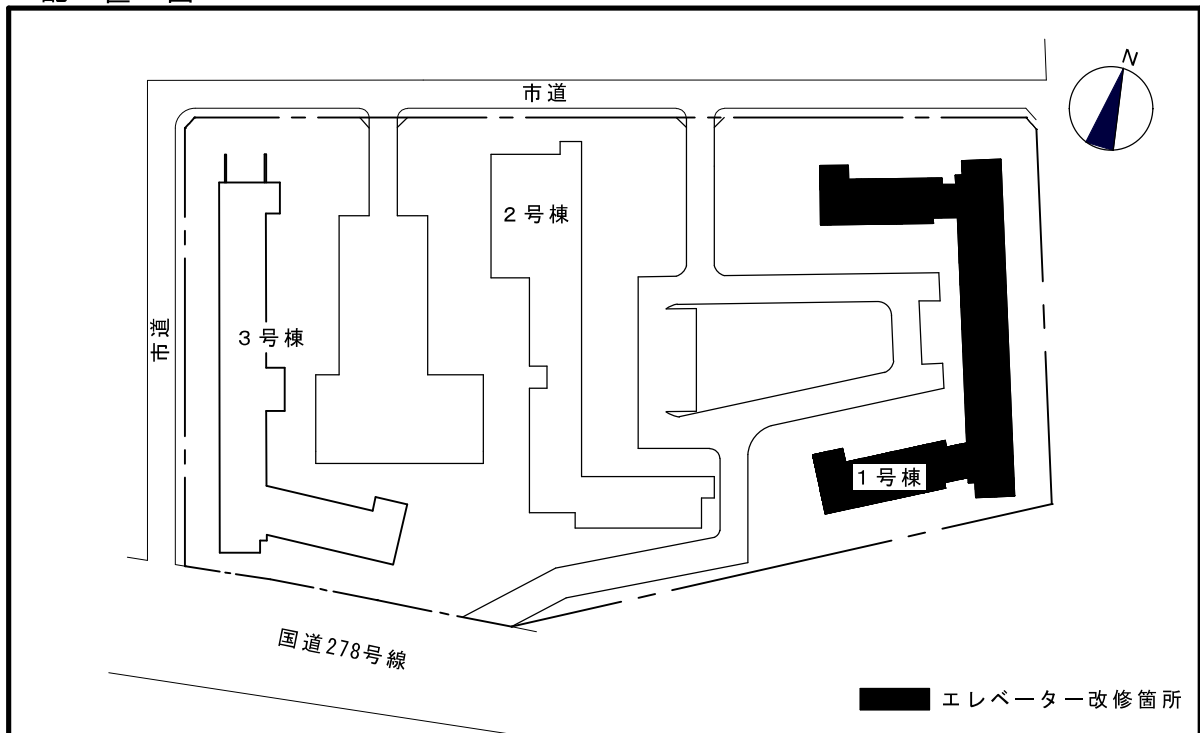
市営住宅湯浜団地

位置図



令和5年度補正市営住宅エレベーター改修事業

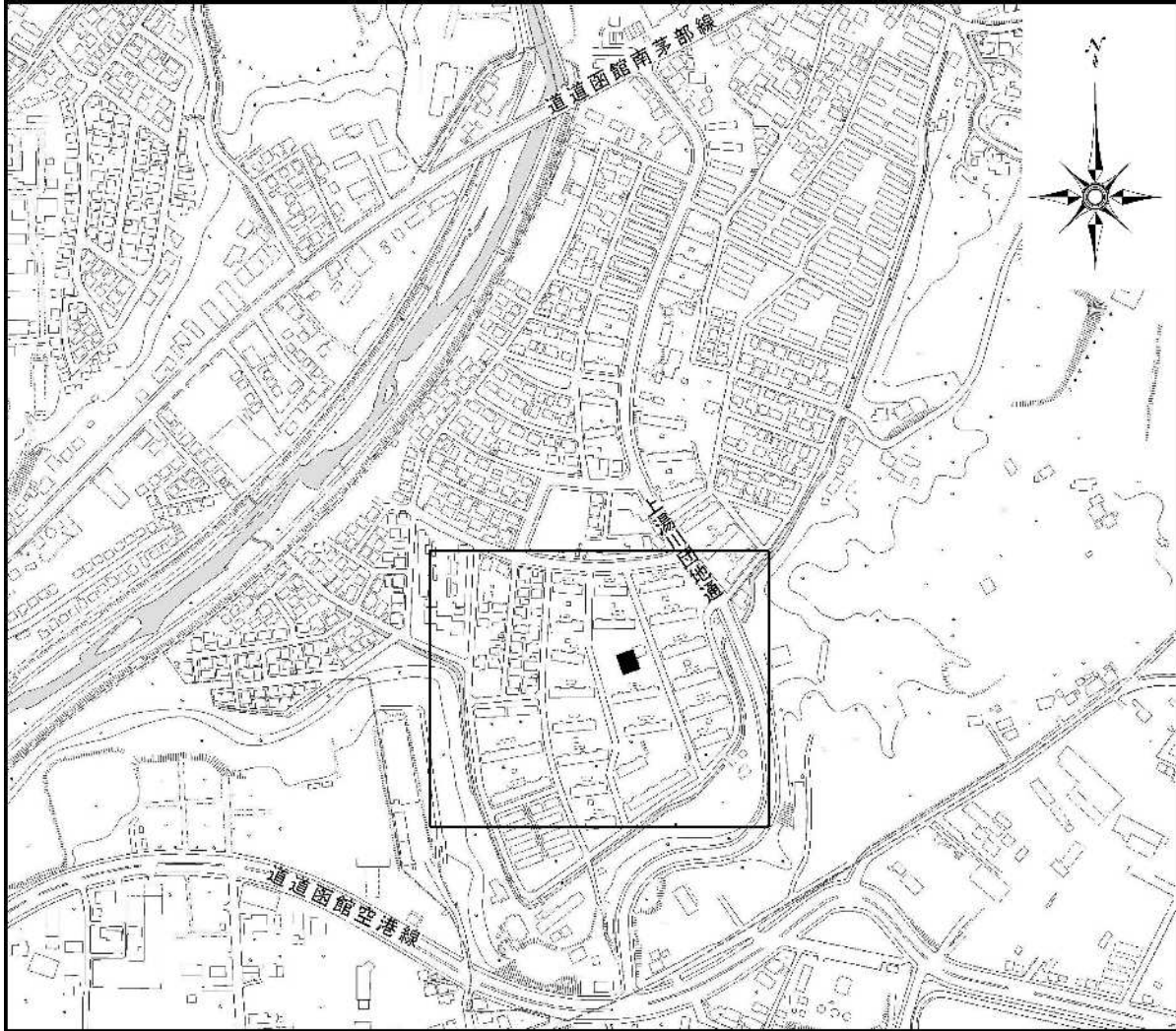
配置図



エレベーター改修箇所

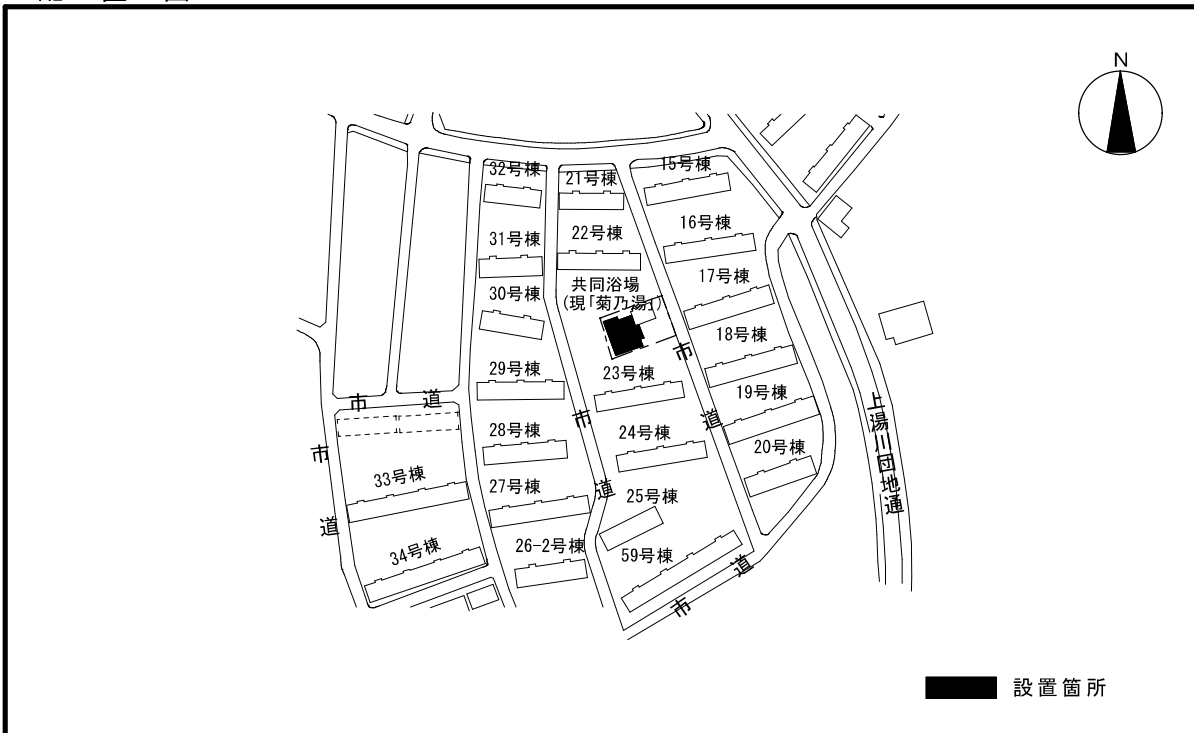
市営住宅湯川団地

位置図



令和5年度補正市営住宅共同浴場設置事業

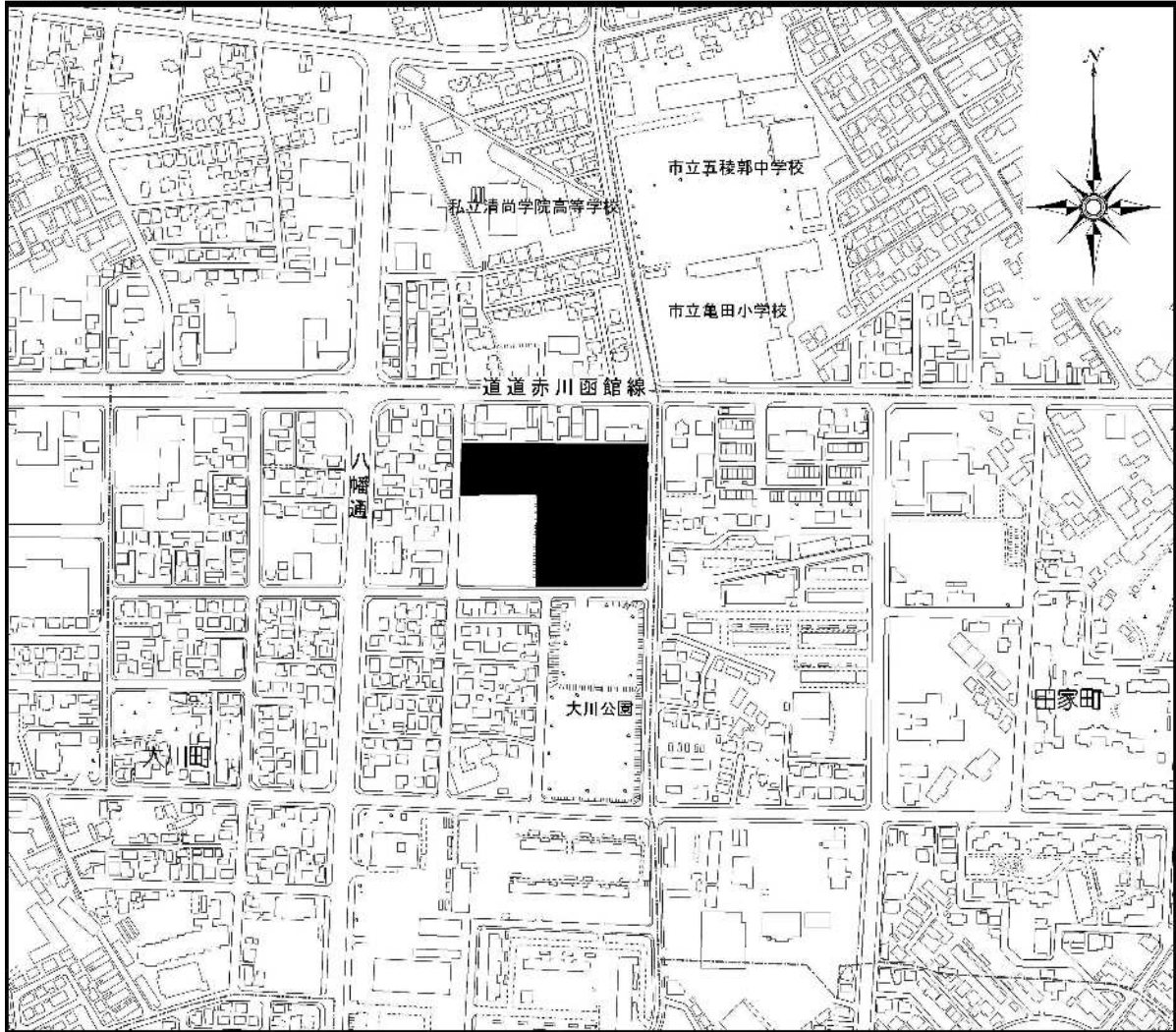
配置図



設置箇所

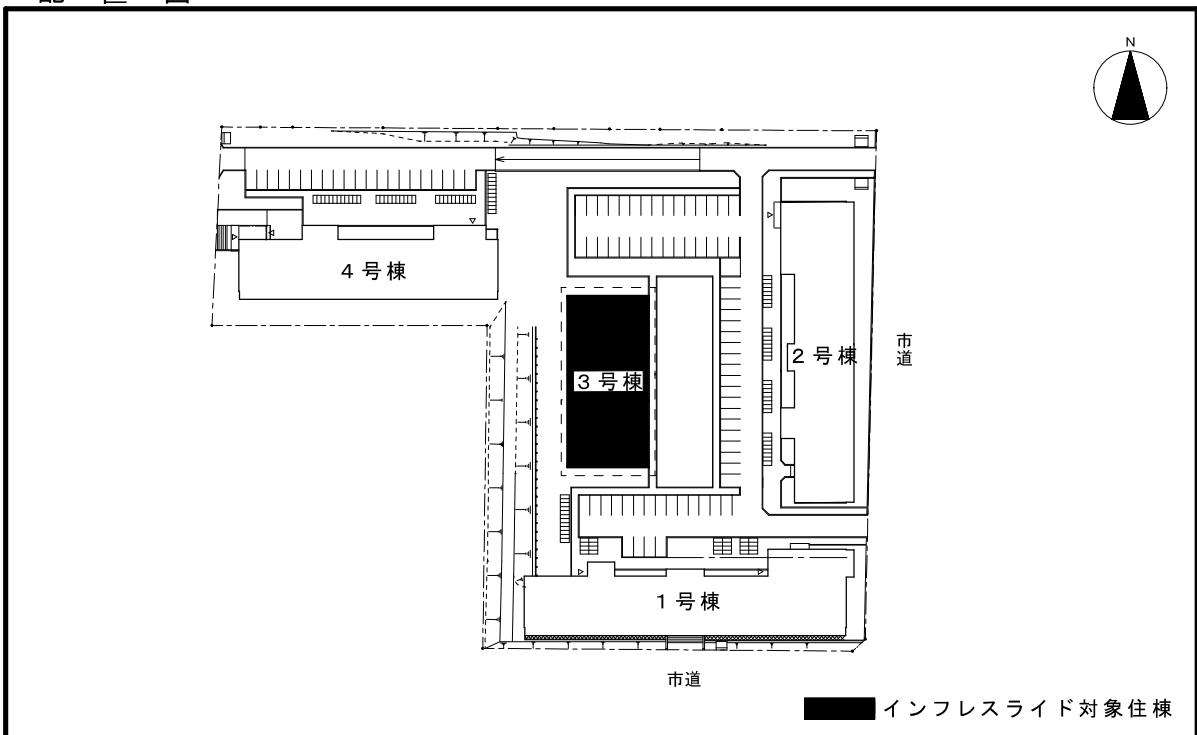
市営住宅大川団地

位置図



令和5年度補正公営住宅建設事業

配置図



インフレスライド対象住棟

2 函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

市営住宅の共同浴場であって、健全な地域社会の形成のために特に必要と認められるものとして入居者および同居者以外の者の使用ができるものの管理に関し必要な事項を定め、ならびに当該共同浴場の使用者から使用料を徴収することとするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

廃業予定の公衆浴場を市が取得し、市営住宅共同施設として管理することとする湯川団地共同浴場について、入居者および同居者のほか、これらの者以外の者が使用できることとし、その他管理に関し必要な事項を定め、および当該共同浴場に係る使用料を定める。

(3) 施行期日

令和5年10月17日から施行する。

函館市営住宅条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 共同施設の管理</p> <p> 第1節 集会所の管理 (第58条の2～第58条の8)</p> <p> 第2節 <u>駐車場の管理 (第58条の9～第58条の13)</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(入居者の負担する費用)</p> <p>第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、水道および下水道の使用料</p> <p>(2) 汚物およびじんかいの処理に要する費用</p> <p>(3) 共同施設およびエレベーターの使用に要する費用</p> <p>(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅等の修繕に要する費用</p> <p>(5) その他市長が前各号に準ずるものと認める費用</p> <p>第7章 共同施設の管理</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 <u>駐車場の管理 (第58条の9～第58条の13)</u></p> <p> 第3節 <u>特定共同浴場の管理 (第58条の14～第58条の18)</u></p> <p>第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(入居者の負担する費用)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 共同施設 <u>(第58条の14に規定する特定共同浴場を除く。)</u> およびエレベーターの使用に要する費用</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第7章 共同施設の管理</p> <p style="text-align: center;">第3節 <u>特定共同浴場の管理</u></p> <p>(<u>使用者の範囲</u>)</p> <p><u>第58条の14 健全な地域社会の形成のために特に必要と認められるものとして規則で定める共同浴場 (以下「特定共同浴場」という。) の使用は、入居者および同居者のほか、これらの者以外の者もすることができる。</u></p> <p>(<u>使用の拒否等</u>)</p> <p><u>第58条の15 市長は、特定共同浴場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を拒否し、または退場させることができる。</u></p>

	<p>(1) <u>秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他特定共同浴場の管理上支障があると認められるとき。</u></p>
(新設)	<p><u>(使用料)</u></p> <p>第58条の16 <u>特定共同浴場を使用しようとする者は、あらかじめ、別表に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第58条の17 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(管理に関する規定の準用)</u></p> <p>第58条の18 <u>第22条の規定は、特定共同浴場の管理について準用する。この場合において、同条中「入居者」とあるのは「特定共同浴場の使用者」と、同条第1項中「市営住宅等」とあるのは「特定共同浴場」と、同条第2項中「市営住宅または共同施設」とあるのは「特定共同浴場」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第61条 市営住宅等の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居者の公募の実施および入居の申込みの受付に関すること。</p> <p>(2) 駐車場の使用の申込みの受付に関すること。</p> <p>(3) 市営住宅等の維持、修繕および改良に関すること。</p> <p>(4) 市営住宅等に係る環境整備に関すること。</p> <p>(5) その他市長が定める業務</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市営住宅等(特定共同浴場を除く。次号において同じ。)の維持、修繕および改良に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

(新設)

別表 (第58条の16関係)

区 分	使用料
大人 (12歳以上の者をいう。)	480円
中人 (6歳以上12歳未満の者をいう。)	140円
小人 (6歳未満の者をいう。)	70円
使用回数券 (大人11回券)	4,800円